一般財団法人稚内市スポーツ協会規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人稚内市スポーツ協会(以下「協会」という。)の円滑な運営に関 し必要な事項を定める。

(項 目)

- 第2条 協会理事会は、次の各号に掲げる事項に関し細則を定める。
 - (1) 役員の業務分担に関すること・・・・・・「役員業務分担規程」
 - (2) 加盟団体に関すること・・・・・・・・「加盟団体規程」
 - (3) 評議員及び役員への報酬等の支給に関すること・・「役員及び評議員の報酬等支給規程」
 - (4) スポーツの普及に関すること・・・・・・・「普及委員会規程」
 - (5) 競技者の育成強化に関すること・・・・・・「競技力向上委員会規程」
 - (6) スポーツ少年団の育成に関すること・・・・・・「スポーツ少年団規程」
 - (7) スポーツ功労者の表彰に関すること・・・・・「表彰規程」
 - (8) 旅費の関すること・・・・・・・・・「旅費規程」
 - (9) 慶弔及び疾病見舞いに関すること・・・・・・「慶弔規程」
 - (10) 協会事務局に関すること・・・・・・・「事務局規程」
 - イ. 事務及び会計の決済に関すること・・・・・「決済規程」
 - ロ. 協会の会計に関すること・・・・・・・「会計規程」
 - ハ. 職員の就業に関すること・・・・・・「就業規則」
 - 二. 職員の賃金に関すること・・・・・・・「給与規程」
 - ホ. 職員の育児・介護休業に関すること・・・・・「育児、介護休業規程」
 - へ. 職員の役職定年制に関すること・・・・・「役職定年制規程」
- 2 前項の規定に関わらず第3号「役員及び評議員の報酬等支給規程」を定める際は、評議員会の 決議を経なければならない。
- 3 第1項中、第4号から第6号に関する事業の実施及び参加に伴う助成内規は別に定める。

(委任)

第3条 この規程に定めのない事項は理事会で定める。

附則

- 1 この規程は、平成23年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、令和1年10月1日より施行する。
- 3 この規程は、令和3年4月1日より施行する。